

# 西松浦地区合併協議会 議事録

( 第六回 )

日時：平成16年12月24日  
会場：焱の博記念堂 2階会議場

## 開 会（ 14時 00分 ）

### ○事務局長（ 福島 清人 ）

只今より第6回の合併協議会を開催させていただきます。会を始めます前に資料の確認ですけれども、本日の会議次第と参考資料の二つでございます。それでは初めに会長にご挨拶を頂き、引き続き会の進行をよろしくお願い致します。

### ○会長（ 岩永 正太 ）

どうも皆さんこんにちは。今年も余すところ1週間余りとなりました。大変お忙しい中に協議会を開催を致しましたところ皆さん方にはご参集ありがとうございました。また黒岩市町村課長さんには遠いところ本当にありがとうございます。いよいよ合併協議会も峠に差し掛かっているようでございます。協議を終えました項目については、町民の皆様にも合併協議会だよりや、それぞれの町の広報誌を通じてお知らせをしておりますが、次回の協議会までにはほぼ協議事項も終わるかと思えます。住民の皆様には逐次ご報告申し上げながら、ご理解を得ていきたいと思っております。本日は4つの協議事項について、ご審議をお願い申し上げたいと思っております。どうぞひとつ皆さんの熱心な議論をお願いして開会の挨拶とさせていただきます。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

それでは早速、会に入りたいと思いますが、只今の出席議員は17名でございます。定足数に達しておりますので、第6回西松浦地区合併協議会を開催させていただきます。審議に先立ち、本日の議事録署名委員として、有田の田代委員さんと西有田の岩崎委員さんのお二人をお願い申し上げたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

はい、それではよろしくお願い致します。それでは議題に入らせて頂きます。最初は報告第1号、第5回幹事会の会議概要について江崎幹事長から報告をお願いします。

### ○幹事長（ 江崎 幹夫 ）

それでは1ページをお開き頂きたいと思えます。第5回幹事会における協議等の結果について報告を致します。平成16年12月21日に第5回幹事会を開催し、協議及び調整を行ないましたので、西松浦地区合併協議会幹事会規程第6条の規定により、報告をいたします。

1. 第6回協議会協議事項について、確認事項でございます。第6回協議会へ提案する協議事項について、協議第46号「国民健康保険事業の取扱い」、第47号「交通関係事業の取扱い」、第48号「地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱い」、第49号「新町建設計画の策定方針」についての提案内容及び参考資料を調整致しました。
2. その他の欄で確認事項でございますが、今後のスケジュールについて、事務局より説明を受け調整確認を致しました。

以上、報告終わります。

### ○議長（ 岩永 正太 ）

はい、只今江崎幹事長から幹事会概要の報告がありました。このことについて何かご質問等ございませんか。

はい、意見もないようですので、幹事会概要の報告については了承されたものと致します。

それでは協議事項に入らせて頂きます。最初は協議第46号、国民健康保険事業の取扱いについて事務局より説明をお願いします。

## ○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第46号国民健康保険事業の取扱いについて、次のとおり提案致します。

国民健康保険事業の取扱い

1. 国民健康保険の保険税率は、統一する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
2. 出産育児一時金の貸付限度額は、有田町の例による。
3. 葬祭費は、現行のとおりとする。
4. 高額医療費貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。
5. あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドックの助成事業は、合併後速やかに調整する。
6. 表彰制度は、合併後速やかに調整する。

以上提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い致します。

尚、参考資料に基づきまして、事務局の担当より説明を致します。

## ○計画調整班主事（ 千代田 一茂 ）

別冊の参考資料1ページをお願いします。現在の両町の状況を明記しております。1番が保険税率ですけれども、現在の両町の割合及び金額になりますが、詳細は課題問題点のところで説明させていただきます。2番の納期ですが、一部異なっているといった状況です。

2ページをお願い致します。加入世帯数等の推移になります。有田町におきましては、国保加入世帯数が平成15年度現在で2613世帯、割合にしまして57.05%、西有田町は世帯数が1623世帯、割合にしまして56.87%、加入被保険者数は、有田町が5302人、割合にしまして40.93%、西有田町が被保険者数が3584人、割合にしまして37.11%となっております。4番の給付費の推移ですけれども、ここでは加入者の半数以上を占めております一般被保険者分の数値となっております。16年度の見込みと致しまして、療養給付費が有田町におきまして約4億700万程度、一人当たりの給付費が14万4,723円。伸び率にしまして1.026%、西有田町が療養給付費の見込み額が約2億9,400万程度、一人当たりの給付費が14万8,561円、伸び率にしまして1.126%となっております。西有田町の方が、伸び率が高くなっているといった状況です。

3ページをお願い致します。課題問題点の欄です。保険税率の賦課割合の、現在の両町の状況になります。応能の所得割額が、有田町が10.0%。これは医療の分です。医療の分で応能の所得割額は有田町が10.0%、西有田町が7.30%。資産割額が有田町は20.0%、西有田町が29.0%。応益の均等割額が有田町は26,000円、西有田町が19,600円。世帯別平等割額が、有田町は36,000円、西有田町が31,800円。応能と応益の割合が有田町は47対53、西有田町が50対50。介護の分では応能の所得割額が有田町は0.79%、西有田町が1.0%。資産割額が有田町は7.0%、西有田町が4.0%。応益の均等割額が有田町は6,200円、西有田町が5,900円。世帯別平等割額が有田町は3,500円、西有田町が3,600円。応能と応益の割合は有田町が42対58、西有田町が53対47となっております。

参照のところで、保険税率の賦課額を算出する基礎となる所得割と資産割を応能割といい、均等割と平等割を応益割ということとなっております。参照の2番、被保険者が受診する機会は、皆平等であり、保険税の負担についても、所得にかかわらず平等であることが望ましい。従って、応能と応益の割合を可能な限り50対50に近づけることが重要となっております。

参考としまして、加入者の半数以上を占めています一般被保険者の医療費の賦課割合を平成16年11月現在で載せております。有田町が一世帯あたりの賦課額が13万9,030円、一人あたりの賦

課額にしまして7万1,227円、西有田町が一世帯あたりの賦課額12万9,875円、一人あたりにしまして6万1,100円といった状況になっております。

国保の基金としまして15年度末現在におきまして、有田町は基金保有額が2億400万程度、一人あたりの基金額としまして3万8,424円、西有田町が基金保有額1億3,400万程度、一人あたりにしまして3万7,335円となっております。

なお、表の一番下ですけれども、一般被保険者分の医療費の賦課割合の試算の表となっております。この表は平成18年度から22年度の、5カ年間の医療の給付費等を見込み、国保連合会にて試算していただいたものですが、1年あたりの平均額で申し上げますと、有田町が需要見込額3億6,195万8千円、一世帯あたりの賦課額にしまして12万4,099円、一人あたりの賦課額7万5,616円、西有田町が需要見込額2億5,984万7千円、一世帯あたりの賦課額15万8,849円、一人あたりの賦課額7万6,389円と試算されております。調整内容としまして、国民健康保険の保険料率は統一する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。具体的対応策と致しまして、新町発足後、国民健康保険運営協議会の意見を聴き、医療支給額等に見合う税率にて合併の翌年度から統一する。となっております。

資料の4ページと5ページが国保連合会による試算表になります。4ページが有田町分、5ページが西有田町分です。先ほど説明いたしました分は、表は一番上の医療一般分の数値になっております。

資料の6ページをお願い致します。任意給付の状況ですけれども、異なる点は、課題問題点の欄に明記しておりますので、7ページをお願い致します。出産育児一時金の貸付限度額が異なるということで、有田町につきましては30万円を限度、西有田町は24万円を限度となっております。高額療養費貸付の条件が異なる。有田町は支給予定額の9割、西有田町は8割となっております。

調整内容は、出産育児一時金は、有田町の例による。葬祭費は現行のとおりとする。高額療養費貸付制度は、合併までに調整し、新町において定めるとなっております。

8ページをお願い致します。あんま・はり・きゅう施術支給及び人間ドック・脳ドックの助成になりますけれども、8ページにつきましては、15年度の実績等となっております。

9ページをお願い致します。異なる点を課題問題点の欄に明記しておりますので、読み上げていきます。あんま・はり・きゅう施術支給は、会計、対象者、助成限度が異なる。会計におきましては、有田町は国保会計、西有田町は一般会計での対応となっております。対象者が、有田町が国保加入者のみ、西有田町は全町民となっております。助成限度額は、有田町はありません。西有田町は年30回の制限があるとなっております。人間ドック・脳ドックは対象者が異なる。有田町につきましては、国保加入者のみを対象に国保会計での実施になっているのに対しまして、西有田町は全町民を対象に一般会計と国保会計で実施されているといった状況です。

調整内容は、あんま・はり・きゅう施術支給事業及び人間ドック・脳ドック助成事業は、合併後速やかに調整するとなっております。

10ページをお願い致します。健康家庭表彰ですけれども、現在両町で無受診者等の表彰が実施されておりますが、表彰基準等に若干の違いがあります。

調整内容は、表彰制度は合併後速やかに調整する。具体的対応策としまして、新町の国民健康保険運営協議会の意見を聴き、新たな制度を創設する。となっております。

資料の11ページは県内の事例等となっております。

以上です。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありました。このことについて何かご意見あるいはご質問ありませんか。どうでしょうか。ごさいませんか。

異議がないようでございます。それでは国民健康保険事業の取扱いについては原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございました。それでは協議第46号、国民健康保険事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。

次に協議第47号、交通関係事業の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第47号、交通関係事業の取扱いについて、次のとおり提案致します。

交通関係事業の取扱い、コミュニティバス運行事業は、合併までに住民の利便性の均衡を図るよう事業内容の調整を行ない、新町での運行を目標とする。以上提案申し上げます。よろしく審議のほどお願いします。

なお、参考資料に基づき事務局の担当より説明を致します。

#### ○計画調整班主事（ 仁戸田 将英 ）

説明に入ります前に、本日、バスの資料として、有田町の方でお配りしている時刻表を参考までにつけておりますので、ご覧下さい。

別冊の参考資料を使って説明していきます。資料の12ページをご覧下さい。平成12年6月1日から観光客の方、総合福祉保健センターを利用される方、地域にお住まいの方の、足の確保として運行が始まりました。有田町のみです。平成15年度の運行概要ですが、平日と土日祝日で運行路線が異なり、平日は二つの路線を11回まわって、土日・祝日は3つの路線を15回、観光目的にもあうよう九州陶磁文化館や有田ポーセリンパークなどにもまわっています。車両の種類と運行台数ですが、55人乗りのバス1台が町の中をくるくるまわって運行している状況です。右の欄、料金、一回あたり大人150円、子供80円となっております。他に回数券、年間フリーパス、半年フリーパスがあります。年間フリーパスは7,000円ですので、月4回以上乗られる方にはお得なものとなっている状況です。その下、利用実績、平成15年度の利用実績ですが、年間利用者数7万7,423人、平日は6万2,808人で一日平均263人。土日祝日は1万4,615人で、一日平均133人となっています。

次のページ13ページをご覧下さい。15年度の利用実績になります。運行にかかった経費が1,817万3千円、その内、運賃からの収入が399万3千円ですので、町から委託会社への支出が1,418万円となっております。右の方16年度利用見込みです。運行にかかる費用の見込みが、1,500万、その内運賃収入の見込みが436万4千円、これは13から15年度の実績から推計しています。町から委託会社への支出が1,063万6千円の見込みとなっております。

調整内容の具体的対応策、読み上げます。コミュニティバス運行事業は、現在の有田町の利用実績を考慮し、新町において福祉充実の事業として捉える。また、新町の健全財政を踏まえ、費用対効果の検証を行なうとともに、委託方法、ルート及び運賃等を調整し、合併時の運行を目指す。なお、両町の庁舎間は、分庁方式による住民サービスの低下にならないよう、シャトルバス等の運行を検討する、となっています。

以上です。

#### ○議長（ 岩永 正太 ）

只今事務局から説明がありました。これについて何かご意見・ご質問等ございませんか。

はい、どうぞ。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

現在有田町は、福祉施設の方とか、役場の方とか行かれた高齢者の方が大変有効に利用して頂いて、本当にふれあいの福祉センターの方ですけれども、3時ごろまいりますとお帰りの方が10人から15人は必ず待っていらっしゃいます。ですからとってもその面の福祉を絡ませた住民サービス性はありますので、西有田の方へも行かれたらとっても皆さんどうでしょうか。住民サービスの方も徹底して行かれると思います。とっても皆さん利用価値、上手にお買い物とか、あまりバスを利用して出かけられる中央部分に出て行かれるものですから、商店が中央部分に寄ってくるという利用を、されている面もあると思います。確かにコミュニティバス高齢者の方の足としての価値は、十二分にも認めますので、ぜひ西有田の方でもされたら、本当に行かれるんじゃないかなと思っております。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、ありがとうございました。何かありませんか。

○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

私からも、お願いしたいところです。西有田町は福祉バスのものは回しておりますけれども、町内巡回バスというコミュニティバスというのには回しておりません。「もし新町で計画できるならば、西有田町にも、そういう意味合いでぜひお願いします」ということでさっきも事務局の方にはお願いしたところです。ぜひそういうことで、西有田住民の足、また福祉的なバスも両方どう出来るかわかりませんが、そういう意味で私たちもお願いしたいところです。

○3号委員（ 今村 安伊子 ）

それから補足して加えますけれども、うちの町長、篠原町長さんがそれに乗られて観光客の方に案内をされたそうです。とっても喜ばれていたそうです。ですから私たちも西有田の観光資源を見ました時に、「ぬすつと岩」とかああいう遺跡もそういうところを案内出来れば、他の方にもものすごく宣伝もできますし、それこそ農と陶磁器それから工業もですけれども、加えた観光客を呼べるルートに、足に、ぜひ成長してくれればなと思います。少しくらいの出費はしていただきたいと思います。

○議長（ 岩永 正太 ）

貴重なご意見をありがとうございました。この前の、うちの議会の一般質問でも、そういう話が出ました。なんかもし一緒になるならぜひまわしてほしいと。いま岩崎議長の方から話もありましたとおりです。ぜひ只今お二人の意見を、新しい町が出来ましたら生かしてほしいと思います。ありがとうございました。その他何かございせんか。

それではないようでございますので、原案どおり承認してよろしゅうございますか。

はい、ありがとうございます。それでは協議第47号の交通関係事業の取扱いについては、原案どおり承認することと致します。次に協議第48号、地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱いについて事務局から説明をお願いします。

○事務局長（ 福島 清人 ）

はい、協議第48号地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱いについて、次のとおり提案致します。

有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に規定する地域審議会を新町において設置する。

各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。以上提案致します。よろし

くご審議の程お願い致します。

なお、参考資料に基づき当提案内容について補足説明を致します。

### ○計画調整班主事（千代田 一茂）

別冊参考資料14ページ以降が参考資料になります。

14ページをお願い致します。まず地域審議会・地域自治区・合併特例区についての説明になって参りますが、資料の15ページをお願い致します。ここでは地域審議会と地域自治組織の比較を明記しております。地域自治組織の中には地域自治区の一般制度と合併に際しての特例制度、それから合併特例区がありますので、4パターンについての比較になっております。表の一番左の欄に明記していますように、根拠から17ページの住所の表示まで28区分による比較を明記しております。

簡単に説明して参りますと、地域審議会とは合併による住民の意見が新町の施策に反映されにくくなるなどの不安等を払拭し、新町の町長の諮問による審議や意見を述べる機関として設置するものです。地域自治区とは地域審議会の機能に住民に身近なところで新町の事務を処理する機能を有した組織になります。さらに合併特例区は地域自治区が法人格を持つため、独自の予算執行等を新町に代わって処理することが出来る機関となります。

資料の18ページをお願い致します。提案内容では地域審議会を設置するとなっておりますので、地域審議会についての説明を詳しく明記したものになってまいります。目的としまして新町の施策全般に関するきめ細かな住民の意見の反映、合併に対する住民不安を解消する体制づくり、法人格はありません。設置の単位は旧町単位で地域の実情に応じ設置となっておりますが、提案は両町に設置となっておりますので、左の旧町ごとの設置になります。設置手続きは、法定協議会で定め、各議会の議決を経て設置、地域審議会の権限、役割としまして、当該区域に係る町の事務に関し、町の諮問に応じて審議し、又は必要と認める事項について意見を述べる。長の諮問に応じる事項としまして、新町建設計画の変更、新町建設計画の定期的な執行状況、当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用等が考えられます。必要と認める事項では、新町建設計画の執行状況（随時的なもの）、公共施設の設置、管理運営、その他当該地域の振興に関することなどが考えられます。長所としまして、合併に際し、住民の意向が反映されにくくなるとの懸念を払拭することができる。合併後の新町において、合併協議会で合意した内容（新町建設計画・地域限定基金等）の実施状況を、住民の代表が見守ることができる。当該地域の特色ある活動の振興を図ることができる。短所としまして、旧町ごとに設置されるため、旧町意識の温存、新町としての一体感形成の阻害要因となることが懸念される。行政の付属機関であり、新たな組織運営を行なう必要がある、となっております。

19ページが県内の事例になりますけれども、地域審議会を設置するようになっているのが、小城郡と唐津・東松浦です。地域自治組織の設置の事例はありません。

資料は14ページに戻ってください。

調整内容は有田町、西有田町ごとに、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項に規定する地域審議会を新町において設置する。各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。となっております。只今調整内容の中に出てきました市町村の合併の特例に関する法律第5条の4について説明を致しますと、第1項が合併関係市町村の協議により地域審議会を設置することができる。第2項が地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項等については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。第3項が前2項の協議について合併関係市町村の議会の議決を経るものとするとなっており、従いまして調整内容の二行目に各地区の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定めとなっておりますが、本日地域審議会の設置が承認されれば、組織及び運営に関する必要な事項は、次回以降の協議会の中で協議し、両町の議会の議決を経るということになっていくかと思えます。なお、新町建設計画に関することとしまして、第5条の9に新町建設計画を変更

しようとする合併市町村の長は、地域審議会の意見を聴かなければならないというようになっております。

以上です。

### ○議長（岩永 正太）

はい、ちょっとこれについては難しい面があるかもしれませんが、何か意見・ご質問等ございましたか。

今の最後の説明でわかりましたけれども、置くということを決めた以上は、具体的な内容についてこの審議会で決めるということですね。そうでないと審議会の役割がないのかなという気がしました。

どなたか。はい、どうぞ。

### ○3号委員（川内 雅博）

この問題は有田・西有田両町の同じ問題だと思いますけれども、私どもの有田の方では以前議員の定数及び総選挙区等についての話し合いの中に、新町で新しい体制で行こうと言うふうな話で、議員についても小選挙区を廃止して一選挙区でやろう。定員も22人、新しい議員さんでやっていただくということ、決まっておりますけれども、この審議会がこのへんのマイナー一点が書いてあります通りに、どうしても旧有田・西有田という問題点の復活にならないかという懸念を思うわけです。役場が一つになることが我々の合併の問題ではなくて、やっぱり一つの西有田・有田が本当に相容れて、新しい施策を新しい町議会ですていくということですので、新しい町議会の時に、地域審議会が合併市町村の長は審議会の意見を聴かなければならないとありますけど、両町の意見をまた復活させるような意見になるんじゃないかということで、出来れば議員さんも新しくなりますので、どうしてもこれが私も必要だと思うのは、この合併後にどういう推移をするかということでは、議会だけではなくて一般町民さんのご意見を頂きたいという気持ちがありますので、できますことなら両町それぞれじゃなくて、一つの審議会を両町の旧民間の委員さんを交えたところでそういう審議会を作って頂いて、やっぱり公な立場で両町のことを考えていくというふうな方向性じゃないと、それぞれに設けるということになったら非常に難しい問題も出てくると思います。そういうので一つ難しいので、私も内容は事細かにはわかりませんが、出来ればそういう形で行って頂かないと、何のための小選挙区を撤廃したのか、その辺のご意見も聞かせていただければと思っております。

### ○議長（岩永 正太）

はい、ありがとうございました。ちょっと事務局に、私からも尋ねたいのは、審議会の法的拘束力という問題と、もう一つはこの審議会を設置しようという幹事会のどういう意向でこういう形になってきたのか。その辺の経緯をちょっと説明をお願いしたいと思います。

### ○事務局長（福島 清人）

はい、お答えいたします。今日このような形で地域審議会を両町にそれぞれ設けるというふうなことで提案を致しておりますけれども、提案に先立ちまして、幹事会あるいは専門部会等でこの協議を致しております。その中でやはり財産の平準化ということもひとつありました。これは新町建設計画の中で反映させていくということでございます。それと財産の平準化に伴いまして基金、貯金ですね、両町にある基金の持ち寄り以外の基金については、地域限定基金としてそれぞれの地域で自由に使えるということで決めていただきました。そういうふうなことで、旧町に限って使えるという風なことでもございますので、果たしてそれが、合併をすれば財政は一本になります。一つになるわけですけ



ども、その事によってもう「がらがらぼん」という懸念がありはしないかというふうなこともありまして、やはりそれは検証する必要があるんじゃないかと言うことでございます。ですから、それぞれの地域でそういった検証する機関というものがある必要があると言うことで、地域審議会をそれぞれに設けると。その建設計画の実施についてもちゃんとした検証機関も必要であると言うことも含めてこのような形になったわけです。ただこの新町建設計画の期間が10年間でございます。ですから10年以内と言う形になろうかと思えます。後で運営あるいは任期、期間そういったもののことを定めていく必要があるわけですが、期間については10年以内ということが予想されます。

○議長（岩永 正太）

只今事務局長から説明がありましたけれども、はい。

○3号委員（川内 雅博）

今の審議会の地域限定という基金の問題につきましては、恐らく、使い方って大体わかってらっしゃるんじゃないかと思うんですけど、特別にそれで何かをやるっていう審議しなきゃいけないのかという問題がよくわかりません。ただもう合併までに使ってしまうっていう手もあるんじゃないかなという気はありますけど。ただ西有田さんがそれを作るとなると有田も作るということになるわけですよ。片方だけじゃなくて。有田の民間の委員さんは別にそんなものは必要ないと言うふうなご意見を頂いていますので、有田がいらん以上は西有田さんも特別にそういうのが要るかどうか、その辺色々西有田の民間委員さんのご意見も伺いたいと思っております。

○議長（岩永 正太）

ちょっとそのいるかと何が限定基金がですか。

地域限定基金というのはある意味においては、すでに合併する以前にそういう使用目的は、僕は決めてもいいと思いますもんね。例えば西有田はこれだけ基金があるから、この基金は西有田の為に使いますよ。有田はこれだけありますから有田のために使いますということですね。それでわざわざ検証しなきゃいけないとはどういうことだろうか。

○事務局長（福島 清人）

地域限定基金を合併までに使ってしまうというのは、かなり難しい面もあるかと思えます。金額にしても西有田町にとっては十数億あるわけですから。それを合併までに使ってしまうというのは、かなり無理があろうかと思えます。ただそれを合併前に使い道を決めておくということも、かなり厳しいかなというふうなことも考えております。ですから合併した後、西有田町・有田町それぞれに作っていただく地域審議会、その中で使い道を決めて行き、またその使い道について検証していくと言うふうなことを考えているわけです。

○議長（岩永 正太）

地域限定基金はたぶん分けますもんね。預金通帳が別になると思います。それぞれでまた別々になると思います。ただ決算には、ずっとそれぞれ上がってくるだろうね。財政は一本だからね。基金として西有田町の地域限定基金の残高はこれだけですか、有田の場合はこれだけですか上がってくるんでしょうけど。その辺どうですか。いま有田からそういう意見が出ておりますけど、西有田の方はどうですか。その辺は色々議論はありませんか。議会等では。なかった？

はい、蒲池委員さんどうぞ

## ○2号委員（ 蒲池 豊 ）

いま住民代表委員からそういうふうな申し出がありましたけれども、私もそうだと思います。ことにこれは一市二町伊万里と前年しとった時に、この構想が西有田の方から提案されております。その時と違って有田と西有田というのは面積が狭いわけです。お互いによく知っているわけです。地域審議会を作って、さあ有田だ、さあ西有田と言うふうなことではやはり一体感をなくすだけで、この合併の、この次の49号で建設計画が出てきますが、その中にも高くうたってあります。そういうふうなことにもとると言うふうに思います。とって西有田町さんは地域限定基金を有田の4倍ぐらいもってらっしゃると思います。それで、その有田側からさあどうせろこうせろということは、私は言いたくありません。その辺は、充分お使いになっていいんですけど、地域審議会に、このために地域審議会を設けるといことは、私はどうかということでございます。ちゃんと地域限定基金ですから、有田町民が使えるわけがないわけですから、その辺は早く使って頂きたいということを私は思います。10年ということでございますが、乱暴に使うということは、それはできません。大変長い間かかって蓄えられた地域限定基金ですから。しかし、ここに5年なら5年という目標をかざして、お使いになっていただくことを私は希望するわけです。この件につきましては、有田町議会でも合併協議会を開きまして、この辺の問題がだいぶ出ました。そのことについては、また議長から話があると思いませんけれども、以上でございます。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

地域審議会の設置の問題が地域限定基金に偏ってしまいましたけれども、実際はそうじゃないと思うんですね。だからちょっと事務局長の説明でそういうものの検証も、と言いましたけど、その検証はそれぞれの地域で出来るんじゃないだろうか、新しく地域審議会を設置しなくてもどうだろうか。その時に、それに必要に応じてその検証する機関を作ってはいけないだろうか。どうぞ。

## ○2号委員（ 田代 正昭 ）

いま副議長の方からお話ございましたように、有田の議会で、この前、全員協議会をした時にはやはり我々といいますか、議員からも出るわけです。議会もあるし、それから各地区には区長さんもいらっしゃるのです。おそらく合併すれば、そういう大きな組織が出来ると思いますので、その中であるのにまた屋上屋のような審議会を作る必要があるのだろうか。地域限定基金については、私たちも西有田は西有田で使っていていいですよ。有田は有田で使いますよと言うふうなことで、結構ですよと言う風な話でございましたけれども、やはり地域審議会をあえてこの二町という狭い中で作ることにについては、やはり消極的な意見が多かったわけです。やはり何とか見直しをして頂いて、これらの設置は見送っていただければと言うふうに思っておりますけど、いかがでしょうか。

## ○議長（ 岩永 正太 ）

西有田の方はどがんですか。ぜひ作れという話だったですか。

## ○2号委員（ 岩崎 賢助 ）

これはそういうことじゃなくて、新町を作るための新しい地域作りの基金にしているんじゃないかと思う。地域地域のですね。そういう意味で、私は大事に今後の新町計画の中で使うべきであって、合併前に使えとか早々に使ってしまうということじゃないとそういう意見じゃないと思います。地域審議会というのは、うちとしてはこういうことで、この中でも出ました地域自治区、合併特例区はなぜ設けないのかという両町においてなぜ設けないのかということができました。ただ両町二つの町が合

併するからには、地域自治区とか合併特例区とかそういうのを設けなくて、両町のいろいろ懸案事項をそこで審議会で話す場ということで、そういうことならばいいだろうということで、西有田は設けます、ということで了解を受けてきたところです。

○議長（ 岩永 正太 ）

はい、蒲池委員さん。

○2号委員（ 蒲池 豊 ）

ちょっと私の言い方がわるうございまして、乱暴に聞こえたということでございますが、決して乱暴という意味ではないんです。長い間かかって町民のために蓄えてこられたお金でございますので、それは充分使っていただきたいわけです。西有田町のその目的に沿ってですね。ただしここに平準化とか、地域限定基金を審議会まで設けてするということは、ということが出来ますので、そんなものが必要あるだろうか、使い方を定められた基金でありますので、「できるだけ有田町レベルまでになるように早くして頂けば、こういう問題はないな」ということを私は思ったことをちょっとストレートに言ったわけで、その辺は乱暴であるということをお訂正をさせていただきたいと思っております。決してそういうふうな気持ちでこの合併協議会へ言ったわけじゃありませんので、どうぞその辺よろしくご了解をお願いします。以上です。

○議長（ 岩永 正太 ）

さっきからなんか地域限定基金に焦点が絞れたような感じですけども、地域審議会そのものは、法的な拘束力はないので、あくまでもその時の、首長さんの諮問に応じて、あるいは意見を述べるということが出来る感じで、むしろ私は、それぞれの地域の色々な振興とか計画にそういうお願いをするとかそういう形であろうと言うふうに思うんですけど、そうでしょう。そういうのであれば、今むしろ私は有田の方から意見があっているような、一緒に新しい町を創るんだからということですから、私はそれもいいと思っております。ただ地域限定基金は、これはおのずと、すでに約束事で、それは使いましょうということは、この協議会でも決まったことですから、それは3年で使おうが10年かかろうが、あるいは場合によってはそれを越すかもしれません。それはひとつ認めていただきたいと思っております。先ほど蒲池委員さんがおっしゃったとおり、それぞれが一生懸命節約をしたりあるいは目的を持って積み立ててきたという経緯もあります。その辺はひとつご了承お願いしたいと思っております。その一本に焦点が行きますと、なんとなくごちなくなりますので、それで、審議会を置くか置かないかということと、審議会の役割というのか、その辺の議論をやっぱりする必要があるのかなという気がすますけれども、どうでしょうか。はい。

○3号委員（ 川内 雅博 ）

基金の話に戻るとですけど、例えば新町で、西有田さん有田町さんそれぞれ公共設備などを作られた場合でも、全町民が恩恵を受けるわけですよ。そういう意味では、地域限定でもなくなってくるわけですよ、今度作られた時に。よっぽど旧有田町民は使えないなんて条例はないわけでしょうから、すべてその中で仕事をしていくわけですから、出来ればこういう形に審議会を検証方法として終わってからも何年か、その中で同じどっちの基金でもお話し合いができるような形を持っていたければ、ここに作ることでちょっと私は意味がよくわかりませんが。

○議長（ 岩永 正太 ）

ちょっと、少し元に戻さなきゃいけない面もあると思っております。地域限定基金は限定基金ですね。それから財政の平準化、これはやはりまた別ですもんね。それは建設計画の中で平準化をしていこうと

いうことですから、新町建設計画の中でそれが生かされていくという。もう一つは地域限定基金については、もうそれぞれの地域で使いましょうという約束があります。まさに、今川内委員さんがおっしゃるように西有田でこれは作りますと言ったって、これは同じですから有田の町民のみなさんも、もちろん使ってもらわないかんわけですもんね、ですから、しかし西有田にどうしてもこの施設だけは作りたいと、だからこれは地域限定基金で作りますよと、作ったっていいわけです。そしてそれを利用するのは、全部町内の人々が利用していいわけです。その辺は、私はなんら問題ないと思います。ただ地域審議会そのものがどういう役割を今後していくのか、そういったものを含めて、なんかちょっと、もう一回幹事会の方で少し議論をしてもらいましょうか。どうでしょうか。よかですか。

すみません、そういうことでもう一回少し原点に戻って整理整頓をしてもらおうということで、次回にご提案をさせて頂くということでもよろしゅうございますか。はい。それでは地域審議会・地域自治区・合併特例区の取扱いについては、一旦幹事会の方に差し戻しまして議論をして頂く、その後次回の協議会で議論をするということで処理したいと思います。よろしゅうございますか。

はい。それでは協議第49号、新町建設計画の策定について事務局から説明をお願いします。

### ○計画調整班班長（川久保 常德）

レジメの方の資料の5ページをご覧頂きたいと思います。新町建設計画の策定方針について次のおり提案する。

新町建設計画の策定方針は次のとおりとするということで、次のページに掲載を致しております。この策定方針につきましては、建設計画を協議に入ります前に、前段として協議会の中で「こういった方向で建設計画を協議しましょう」というようなことの取り決めを決めるという形になるものになります。それでは策定方針ということで読み上げます。

#### 新町建設計画の策定方針

「市町村の合併の特例に関する法律」により、合併協議会において作成する合併市町村の建設に関する基本的な計画（新町建設計画）は、次の策定方針で臨むものとする。

#### 1. 計画の趣旨

この計画は、有田町・西有田町の合併後に、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とし、本計画の実現を図ることにより2町の速やかな一体化を推進して、地域の特色ある発展と住民福祉の向上を図るものとする。

#### 2. 計画の構成

この計画は、「新町建設の基本方針」、「基本方針を実現するための主要事業」、「公共的施設の適正配置と整備」及び「財政計画」を中心に構成する。

また、新町の健全な財政運営に配慮したものとする。

#### 3. 計画の期間

この計画における主要事業、公共的施設の整備統合及び財政計画は、合併後、おおむね10年の期間について定める。（基本的に平成18年度から27年度までの10年度間）

#### 4. 計画策定に際しての留意事項

- ① 行財政改革を積極的に推進する。
- ② 基本方針を定めるに当たっては、10カ年以降の将来をも展望した長期的視野に立ち、新町の将来進むべき方向を定めるものとする。
- ③ 計画は単にハード面の整備だけでなく、ソフト面にも配慮した計画とする。
- ④ 計画の内容が実現困難なものであったり、単に2町の総合計画をつなぎ合わせただけのものとならないよう、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた着実な計画とする。
- ⑤ 新町における旧町意識を早期に解消し、地域全体の一体性を確立するための計画とする。

- ⑥ 財政計画については、地方交付税、国または県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もらないようにする。

以上です。

○議長（岩永 正太）

只今事務局から説明がありました。これについて何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。一応先ほどからの意見の気持ちもこの中には組んであるようでございますので、そういうことでよろしくお願いをしたいと思います。

それでは協議第49号の新町建設計画の策定については、原案通り承認することによろしゅうございますか。

ありがとうございます。以上で本日予定されました協議会はすべて終わったわけですが、何か委員の皆さんからご質問・ご意見等ございませんでしょうか。ないようでしたら事務局からなにか。

○事務局長（福島 清人）

事務局から別にご覧できませんけれども、第7回、次回の会議を1月の11日火曜日になります。午後2時から当会場で開催をしたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。なお、この会議が済み次第新町建設計画の小委員会を、別の会議室で開催したいと思いますので、委員さん方、またよろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（岩永 正太）

本日は12月の大変お忙しい中に、ご熱心に審議を頂きましてありがとうございました。また次回も年明け早々の11日ということでございます。よろしくお願いを申し上げて、今日の会議を閉じさせて頂きます。ありがとうございました。

閉 会 （ 14時59分 ）